

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム） としての見解	結果	カテゴリ
れい 例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、 〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
69 (H26)	札幌市内、近郊で受け入れてもらえる入所施設が見つけれない。（相談） ※個別ケースのため詳細は記載しません。	入所できる施設が見つけれない 入所施設を効果的に活用するための利用者の循環システムが必要では？地域に出られる人は出し、地域では難しい人を一定期間施設で見えていくという流れが作れたら助かるが・・・。	【課題整理済】 触法ケースは、障がいだけの問題ではない。司法は、障害福祉に依頼してくる。入所施設だと、受入は定員がいっぱい。触法ケースについては、発達障がい者支援手法開発会議にお願してもよいのではないか。 入所施設からグループホームに移行しても、高齢になって施設に戻ることがあるので、介護保険に繋がることも必要。地域での受け皿が無いから、入所施設が必要になる。入所施設からの地域移行について、今後の取組をどのようにするか。次年度はアセスメントから実施したい。	・身体障がい者・知的障がい者地域生活移行推進プロジェクトチームにて課題検討。 【参考】 ・令和3年4月。障がいのある方の高齢化・重度化や「親亡き後」に備えるとともに、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らせる体制の整備を目指し、「地域生活支援拠点（以下、「拠点」という。）」の整備について、拠点に必要とされる機能を市内の既存事業所等が分担する形で担う「面的整備型」により、札幌市における拠点が整備された。 【令和3年度】 ・第36回全体会（令和3年6月） 身体障がい、知的障がいの地域生活移行に関する課題についてどのようにしていくか、運営会議でどのように引継いでいくか、具体的に検討していくことを承認。 地域生活支援拠点の検証・検討の場、課題についての報告の場については、札幌市で検討し報告する予定と確認。 ・第37回全体会（令和3年12月） 協議会運営会議にて、各専門部会、地域部会へ「身体障がい者・知的障がいの地域移行に関する課題」の抽出依頼を行うことを確認、依頼を実施したことを報告。抽出された課題について、各部会で解決に向けて取組みが継続できそうな事は継続、解決が難しい場合は運営会議に報告し、運営会議で解決へ向けての取組みについて検討していくことを確認。 ・地域生活支援拠点検証委員会に係わる準備会議が令和4年3月30日に実施された。 【令和4年度】 ・第38回全体会（令和4年6月10日） 札幌市自立支援協議会の組織の中に新たに地域生活支援拠点検証委員会の設置が承認された。 ・第39回全体会（令和4年12月8日） 地域生活支援拠点検証委員会の活動報告が行われた。厚生労働省で示されている地方公共団体に検証および検討のための総括表及びチェックリストの様式に基づいて検討を行っている」と報告された。	主：社会 資源 掲載：地 域移行

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム） としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、 〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
69 (H26) つづき				【令和5年度】 ・第40回全体会結果（令和5年6月21日） 地域生活支援拠点検証委員会の活動報告が行われた。 【令和6年度】 ・第42回全体会結果（令和6年6月26日） 地域生活支援拠点検証委員会の活動報告が行われた。必要な機能および運営状況の評価指標のチェックにおいて①要支援者の事前把握及び体制において、緊急対応が必要になる家庭についていかに把握していくかという課題、②体験の機会・場の確保において、居住体験の場の増加や体験の場となる施設の質向上の検討の必要性、③専門的人材の確保・育成についての課題があり、今後検討していくことが報告された。	

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム） としての見解	結果	カテゴリ
れい 例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、 〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
86 (H28)	53歳：男性：前頭側頭葉型認知症（発症49歳時）病名の告知を受けている。就労継続支援B型利用。妻（太陽がんの既往）と長男（小学2年）の3人暮らし。 【本人の要望】働きたい（一般企業）。子供が小さく働くのを諦めるわけにはいかない。 【妻の要望】働くのは諦めてくれたらいいが…病気の進行が早く言葉が分からなくなり会話が困難になっている。適切なリハビリを受け少しでも病気の進行を遅らせたい。 【本人の状況】場所と時間にこだわりがあり自力通所出来ている。しかし、マナーの悪い人などに「死ね!」と言いトラブルの可能性がある。作業中の人との接触やストレスなどで床や机・自分の顔を殴る。徐々にADLも障害されてきている。 【社会資源について】①短期入所などのレスパイトサービス：介護保険施設は同年代がいない・障害福祉サービス受け入れ経験がない状況。②認知症の方へのリハビリ：医療保険では認知症のリハビリは無く、介護保険サービスでは同年代の方がいない事や、年齢に応じた仕事等への関わりや、リハビリの対応できる事業所が無い。③就労継続支援で認知症の方の受け入れ経験が少ない事と対応の困難さがある。④家族介護が困難になった時のサービスが無い。（介護保険サービスでは年齢の差が大きくご本人に違和感があるように思われる）④病状告知してから4年間 病院以外の関係機関につながっていなかった。【相談】	【課題】 若年性認知症の方への社会資源がない 【考えられる解決策】 ①～③若年性認知症の方々の生活の困難さや必要なサービスについての調査・研究→必要なサービスの整備 ④病名告知の段階など早期に支援が受けられるような仕組み作り。 【同様のケース】 ・急に発症すると、障害領域の資源になじまない ・記憶の保持が難しいと、受入側のノウハウがない	【課題整理済】 働く場の不足、知識の不足もあり、受け入れ態勢ができていない。 進行も早いので、どのタイミングでサービスかの判断も難しい。 病院には同様の方が多くいるが、病院がサービス利用対象者であることを知らないかもしれない。	・就労支援推進部会で継続審議中。 【参考】 ・若年性認知症の人と家族への支援の手引き https://www.city.sapporo.jp/kaigo/ninchisyoshien/jakunen_tebiki.htm !	主：社会 資源

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム） としての見解	結果	カテゴリ
れい 例	だれ なに こま 誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要	だれ 誰が なに 何を いつ どのように	うんえいかいぎ きゅう かだいせいり 運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、 〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
89 (H28)	おつとふたり せたい としじよせい しんたいしやうがい まんい ねた みおぼー 夫と二人世帯の60歳女性、身体障害（遠位型ミオパチー）1種1級、支援区分6。 本人は、徐々に身体機能が衰えてきており、電動車いすを使用し自宅で生活している。本人は手が少し使えるのと、うまく立たせてもらうことができれば、少しの間立位を保ち、手すりにつかまって数歩移動することもできる。ただし、介助の仕方が身体状況の特性上難しい。 夫が就労しているため、月～金は生活介護と重度訪問介護を利用し、重度訪問介護では、自宅内でトイレへの移動や家事等を支援してもらっている。土日は夫が休みだが、夫も夫自身の用事があり、外出しなければいけないこともある。 この度、本人の利用するヘルパー事業所一社が、人員不足により本人の支援から撤退することになり、相談支援事業所が事業所紹介で関わってきた。本人からの利用希望に合わせてヘルパーを導入していきたいが、問い合わせる先々で人員不足で対応が難しいと断られた。そのため、夫が用事をこなせないことや、本人がトイレを我慢するしかない状況ができてしまった。現時点ではなんとかやってきているが、重度訪問介護が利用できる事業所が少なく、この先さらに介護が必要になった場合にどうしたらよいか困っている。【相談】	【課題】 じゅうどほうもんかいご じぎょうじよ すぐ 重度訪問介護の事業所が少ないことについて 【考えられる解決策】 ①じゅうどほうもんかいご りよう かたがた に ー ず こべつせい そ しえ 重度訪問介護を利用する方々のニーズの個別性に沿って支援ができるように、重度訪問介護を請け負う事業所が増加すると良いと思っている。そのためには、請け負う事業所側にもメリットがあるように報酬改定等も検討が必要と思われる。 また、事業所によっては、ヘルパーがPA制度で稼働することを認めていない事業所もあるため、障害福祉サービスとは違う形で請け負えるような方法はないかと思う。また、ヘルパーの技術向上の取り組みがあってもよいのではないか。 ②このケース以外の重度訪問介護利用者で、支給量(時間)の半分以上しか使用していない利用者もいる。 PA制度を時間拡大のためだけではなく、報酬増大(特に休日・夜間対策)のために活用できる仕組みがほしい。 ※ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチームへの追加課題	【課題整理済】 ヘルパーステーション側が、時間を細切れに色々なところへ行くことで難しい。 特定の方に関わることで、本人のことも分かるし、事業所もベイスる。 指導する人が増えないので、色々な事業所に派遣してもらう仕組みが作れたら良い。 今まで付き合ひのある事業所同士で調整していたが、できなくなってきて、相談に繋がってきている。相談員に力が無いとか、相談室の責任にされてしまうが、そうではない。 難病の場合、介護保険のケアマネも絡んでくれるので、どちらがということもある。 難病でも、若年性認知症でも、ヘルパー技術もあるが、事業所の教育も必要。そういう違うところでも考えていかないとならない。 事業所として受けたくても、事業所の職員が受けられないということもある。学校とか、きちんと教育していただけることも考えていかないといけない。 研修として、研修ができる方はどういう方か？ 市としては、報酬単価の話しかできないので、報酬と実践の組み合わせの説明の方が分かりやすいと思う。 研修も必要と思う。就労支援推進部会で管理者研修も考えている。そういうところで伝えることも。 就労支援事業所の利用率を調べたら七割くらい。足りないのではなく、余っている。数が少ないから研修とか、助成をしていかないと。 障がい者プランに、必要な数載せていかないと取り組みづらいのでは？ヘルパーがどれだけ足りないから、とどれだけ増やすのかの数字を載せない。現状の数は出ているが、目標数値が出ていないので、協議会が目標数値を作れるように。 中長期的には、ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチームから分かれて会議体を持つことも必要か？	へる ばー ー ぎじゆつこうじよう かん ぶろ じ え く と ち ー む けんようかい づい ・ヘルパーの技術向上に関するプロジェクトチームの検討課題として追加。検討中。 へる ばー ぶろ じ え く と かん りしやけんしゅう ひつようせい づよ かん ・ヘルパープロジェクトとしても、管理者研修の必要性を強く感じている。専門部会連絡会と協働で検討し、研修についての議論を進める（令和元年6月24日運営会議） 【令和3年度】 ・No.1の記載と同様。 【令和4年度以降】 ・No.115の記載と同様	しゅ しやかい 主：社会 資源 ふく せいど 副：制度 (国域) ふく しえん 副：支援 技法・障 がい特性

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム） としての見解	結果	カテゴリ
れい 例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、 〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
119 (R5)	・身体介護でヘルパーを利用しているが、時々ヘルパーを 呼ばないでヘルパーに来てもらえないことがある。（本人・家族・支援者） 【東区】	■課題について 東区地域部会からは過去にもヘルパーの人材不足について 課題提起してきたところであるが、ヘルパーに限らず、さら には福祉業界に限らず人材不足、働き手不足が叫ばれる昨 今、深刻さは増す一方となっている。 支給量はあってもヘルパーが見つからないため、必要な支 援が受けられず生活に支障をきたす場合がある。 ■取り組みについて 人材不足に特効薬は無く地道な取り組みが重要となるた め、既存の業界人材の流出防止対策はもとより、将来を見据 え、次世代の核となる若者に向けたアピールが必要である。 介護を学ぶ学生や中高生等にとって、障がい分野のヘル パー業務について、高齢分野と比較イメージしにくいので はないかという想定のもと、障がいのある人たちがその生活 の多様さについて、支援者にとってのやりがいについて、と いった魅力を伝える機会を一層増やし、PRしていくことが必 要ではないかと考える。 既に実施している事業もあると思うが、部会関係者です ら認知不足なところもあるため、各部会と連携・協力し、更 なる周知を図ったり、新たな取り組みを組み合わせるなどを 検討する余地はあるのではないかと。また、定年退職後の人材 など、既存のターゲットに留まらない層へのアプローチも有 効と考える。 ■東区地域部会での取り組み予定 介護を学ぶ若者等への魅力発信の機会について、出前講座 のような形で実施できないか、障がい当事者でもある部会委 員（身体、知的、精神の3名）とともに部会で企画を検討 中。 また、既存人材への取組としてヘルパー座談会の開催や、 長年続くくしまルシエの交流の場としての更なる活用にと り組んでいく。	【課題整理済】 ・令和5年9月28日運営会議 ①ヘルパーの人材不足に関して、すでにある活動（取組み） について、運営会議でまずは情報共有する。 ②重度の方のヘルパーの課題についてや事業所情報の発信に ついて、札幌市としてどのようにしているのか、運営会議で 情報共有する。 ③この課題について一度、地域部会連絡会で各部会長へ話題 の周知・情報提供を行い、各地域部会でその内容について検 討する。地域部会で出た話題を再度地域部会連絡会で取りま とめ、運営会議へ報告するという流れとする。 ・その後の運営会議での議論について ①②について、各地域部会で何か活動をしていることがない か情報収集を依頼。 ③について、12月、2月に開催された地域部会連絡会で情 報収集および情報共有し、その話題を運営会議で報告するこ とが話合われた。 ・令和6年3月14日 運営会議 地域部会連絡会へ課題についての情報提供を行っている が、特に地域部会からの情報提供がなかった。 ＜運営会議での主な意見＞ ・各地域部会のそれぞれが動きがあるので、地域部会連絡会 で継続的に情報共有をしてもらってはどうか。 ・地域生活支援拠点検証委員会でも、地域で必要な資源であ るということを発言していくことが必要。 ＜運営会議としての結論＞ ・全国的にも継続的にあがっている課題であるが、すぐに解 決できる課題ではないため、東区の取組み（出前講座など区 で取組んでいること）として整理していただき、情報共有し ていく。 ・課題としては忘れず、区切りとつけながら、必要に応じて 協議会としてできることがあれば検討していく。	【令和5年度】 ・第41回全体会（令和5年12月5日） 東区から課題が提出されており、運営会議で課題整理、検討していくこ とを報告。 【令和6年度】 ・第42回全体会（令和6年6月26日） 運営会議内および地域部会連絡会で課題に関する取組を行う機関または取 組事例等の情報収集を行った。専門機関による取組を中心につく内容 を可視化できた。今回の内容からは、協議会として具体的に取り組むもの としての情報にはいたらず、今後も各部会や専門機関の取組等の情報共有 を継続することが報告された。 課題としては、重要であることは運営会議でも認識されており、必要に応 じて課題提出を継続してもらうことも併せて確認された。	

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム） としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、 〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
120 (R5)	・ヘルパーが足りなく、夜間支援が受けられるところが限られている。（本人・支援者） 【東区】	・No. 119の記載と同様	【課題整理済】 ・No. 119の記載と同様。	【令和5年度以降】 ・No. 119の記載と同様	
121 (R5)	・暮らし支援に入っているヘルパーが急病等で来れなくなった際の緊急対応がショートステイしかなく、本人がショートステイを選びたくない場合の選択肢がない。（本人（身体障がい）） 【東区】	・No. 119の記載と同様	【課題整理済】 ・No. 119の記載と同様。	【令和5年度以降】 ・No. 119の記載と同様	
122 (R5)	・急にヘルパー事業所が閉鎖になり、入浴時に二人支援が必要だったり医療的なケアがあることから（サクシオン）、なかなかヘルパーが見つからない。（本人・家族・支援者） 【東区】	・No. 119の記載と同様	【課題整理済】 ・No. 119の記載と同様。	【令和5年度以降】 ・No. 119の記載と同様	

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム） としての見解	結果	カテゴリ
れい 例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、 〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
25 (H25)	重度身体障がいの方の就職についての事例。 就職先の目処は立っているが、職場内介助者の確保が難しく具体的に就職が進まない状況。本人は制度外のヘルパーを利用してでも就職したい意向が強い。しかしながら、給料のほとんどがヘルパー費用に充てられることとなるため、就職する意味がなくなってしまう。職場内での主な介助は排泄介助。 雇用促進協会の職場内介助者の助成金の活用やボランティアも検討しているが、助成金は金額が不十分であったり、ボランティアも安定して長期で入れることは不安定である。（相談7）	・職場内介助が必要な場合の介助者の手立てが不十分。	【課題整理済】 ・助成金の申請は可能。書類の作成が面倒。 ・就労支援推進部会事業提案チームで今後も検討。	・就労支援推進部会で継続審議中。 【参考】 ・札幌市では令和4年度から、重度の障がいのある方の雇用の促進を図ることを目的に、重度の障がいのある方の通勤支援や職場等における支援を実施するため「札幌市重度障がい者就労支援事業」が開始された。 https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/syurou/zyuudousyougaisasyuurousien.html	
77 (H27)	・電動車イスで夏場は一人で移動可能だが、冬場の移動については支援を要する。しかし、通所や仕事に行くことを考えると移動支援は利用できない。 【現状の対応】 ・まだ通所していないため直面していないが、移動手段がないため、「雪がある間はあきらめる」というのが今のところの結論。 ・対応する事業所をさがしている。 【意見】 ・移動と就労の2つの課題がある。 ・ぬくもりサポート事業や身障協会のボランティア活用 ・元気スキルアップセミナーや生活就労支援センターすてつぶの活用。 ・ぬくもりサポート事業の利用料金やボランティアの交通費負担が懸念される。就労先によっては交通費として支給されるかもしれないが、あまり期待はできないのでは。（清田区）	【課題】 移動に制約のある方の就労支援。 【取組提案】 移動支援の通勤時の利用への拡大	【課題整理済】 ・移動支援だと移送で費用がかかる 通勤に関しては福祉が担うべきかの疑問も 福祉サービスが拡大すると、インフォーマルのサービスがなくなってきている 高齢障害者雇用促進機構の助成金も見直し必要では 就労支援事業所でも介助や医療的ケアの必要なケースは受けられる職員数の限界やトイレの数等の限界がある 介助については、される側とする側の関係性になってしま う ・就労部会への情報提供	【参考】 ・平成30年度制度改正により、就労移行支援については、通勤のための訓練を実施と、基準省令に明記された。 【就労支援推進部会】 平成30年度までは部会での継続審議課題ではあるが、新たに移動に関するプロジェクトチームが設置された際には、プロジェクトに課題を移行し検討する事を提案。 【移動に関するプロジェクトチーム】 平成30年4月よりプロジェクトチーム設置。障がい種別における移動に関する課題について調査・分析を行った。移動に関するプロジェクトチームの動きについては、No. 41の記載を参照。 【令和5年度】 ・No. 41の記載と同様	主：労働 副：移動

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム） としての見解	結果	カテゴリ
れい 例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、 〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
70 (H27)	札幌市の障害者日常生活用具で、特殊マットの基準額は19,600円となっている。 褥瘡（床ずれ）がある方または予防に必要な方はエアマット等を使うことが多いが、エアマットの価格は20万円以上する物もあり、かなりの自己負担になってしまう。褥瘡があり医者からエアマットの使用を勧められ、特殊マットの申請を行ったところ、基準額が19,600円で基準額を超える物を買うとしたら自己負担になりますと言われた。褥瘡があり、また痩せていて一般のマットだと痛くて眠れないので、自動で時間を設定し圧の切り替えをするエアマットを購入したところ、10万円以上の自己負担になってしまった。経済的にも余裕がある訳ではないのでかなりの負担となった。（東区）	特殊マットが必要で、特に褥瘡のある方または予防が必要な方の自己負担を多額にしないよう、基準額を現状にあったものに、きめ細かく設定するなど改めてほしい。 また、日常生活用具全般について、現状に合った基準額に見直しをしてほしい。	【課題整理済】（カテゴリ変更による） ・他のまちの状況は？ →恵庭、北広島、江別、共に19600円（札幌市と同額） ・日常生活用具は、障害種別がバラバラだったり、構造が分かかってないとならない →まず、まちプロに、日常生活用具の仕組みについて教えてほしい ・日常生活用具について検討する場がある？～無い。ただ要求じゃなくて、アイデアを交換する場も必要では？～まちプロと係長の懇談は？ →担当の在宅福祉係との意見交換や提案の場の設定は可能 →相談支援部会が予定している意見交換と合わせて検討（事前に提案を含めた材料を各担当係に渡してから開催が良いかも） ・まちプロは怖いものじゃないことを市に知ってもらうことを、課の肝の、給付管理係と在宅福祉係には知ってほしい。	・札幌市重度障がい者（児）等日常生活用具給付事業実施要綱が令和4年3月30日に改正。令和4年4月1日から施行されている。介護・訓練支援用具の特殊マットの中に「褥瘡防止マット」が追加され、エアーマット（基準額85,000円）も給付対象となった。 ⇒ https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/guide/documents/yoko.pdf （札幌市重度障がい者（児）等日常生活用具給付事業実施要綱（最近改正令和4年3月30日）	主：制度 （市域） 副：行政 の仕組み

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム） としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、 〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
78 (H27)	児童の放課後等デイサービス支給日数について 【困りごと】 生活全般に常時援助が必要な児童（IQ20未満）への支給基準を再考してもらいたい。札幌市の支給要件を明確にしたい。 現状では、判定結果にかかわらず支給日数14日から始まりデイサービス等の意見書により23日の支給日数となっていると思われます。 重度の発達障害を持つ児童への支給日数を必要な時期に必要な量を提供いただける基準を再考していただきたい。 また、質の高い療育を受けさせていただきたい。 ・一律最大23日となっているが、最大30日となっている自治体もあり、必要な日数に応じて上限を設けず支給している自治体もある。札幌市も児にあった適切な支給日数を決定できるよう考えてほしい。 【現状の対応】 ・児童デイサービス上限額管理事業所に依頼し、各事業所の契約日数を月毎に調整し、支給日数を最大限に利用できるようにしている。 ・移動支援を利用しての外出をさせていただいているが、家族へのレスパイトにしかなくておらず、今の本人に必要な支援は質の高い継続した療育と思われる。 【意見】 ・必要性が薄い利用者もいる。 ・長期休業中や学校との連携に課題がある ・児にあった適切な支給量を決定することは、判断が難しいものの重要なことである。 ・支援が必要な時期に集中した療育を行うことで、その後の人生が変わってくるため、23日より支給が必要な児もいると考えられる。 ・成人の場合、就労継続支援のサービスは27日が認められるケースもある。（清田区）	【課題】 障害児にあった適切な支給日数の決定について 【取組提案】 重度の障害児や生活状況に懸念のある児に関して、27日への支給量を認める	【課題整理済】 児者関係なく、拡大だけでなく必要な量を。 14日から23日に増やすのは事業所の意見書で、利害関係のある所からの意見。 計画案より、事業所の意見書に重きが置かれていることについて、改善の必要あり	【平成30年度専門部会連絡会における課題整理】 札幌市とその都度話し合いを行っていく。個別対応で支給量を決定しているが、放課後等デイサービスの区分が導入され、様々な制度が変わってきた面もある。 【令和5年度】 ・No.52の記載と同様	主：制度 (市域)

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム） としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、 〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
80 (H28)	69歳男性・脊椎損傷・身障1級。同居家族が発達障がいの子と、身体疾患のある妻のみ。他、子供がかわるがわる訪問して介護をしている。区分6で身体介護70時間、家事援助35時間の支給決定を受けている。月～土までの起床介助と週3回の入浴介助（2名体制）で受け入れ可能な事業所がなく、少しでも受けられるところを受けてもらい続けた結果、5事業所を組み合わせて利用していた。ヘルパー事業所の人員不足で撤退されるようなことがたびたびおこり、自分で調整していくことが難しくなった。一度とこのような思いはしたくない、死活問題である。不安なので、一事業所でなく、複数事業所を利用してまわしていきたくと希望。計画相談支援のことを知って、コーディネート役をしてもらいたいと思ったと相談を受ける。【相談】	【課題】 介護保険対象者の上乗せ要件 65歳以上の障害福祉サービスをご利用される方の計画相談支援について 【考えられる解決策】 65歳以上の障害福祉サービスをご利用される方の計画相談支援について、介護保険サービスの利用が優先になると知っておきながら相談室が積極的に介入することで、介護保険サービスを利用しないことを容認してしまうことにならないか、懸念がある。一方、コーディネート役は必要と判断できるケースであり、同様なケース（ex:重度訪問介護利用者で65歳以上となる方など）についての計画相談支援利用について、取り扱いをどうするのか札幌市としての見解を教えてください	【課題整理済】 ・相談以外でも役割分担が必要。 ・札幌市の支給審査基準に関係する課題。 ・『さっぽろ障がい者プラン』の平成30年度からの改定に向けて、『年間活動報告』で重点項目を示す。 ・相談支援部会では、地域支援員が地域診断を行う予定なので、報告したい。 ⇒平成31年4月現在のところ、相談支援部会地域支援員会議にて、統一した地域診断が行われたという経過はない。	【参考1】 主：制度（市域） ・障がい者施策によるホームヘルプサービス（居宅介護・重度訪問介護）の上乗せについて（改正）【札幌第5946号／平成29年3月31日】により対応しようとする方々への 副：介護保険への移行 【参考2】 ・札幌市計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の申請及び支給について（計画相談支援等マニュアル）において、介護保険サービス利用の方の計画作成について記載あり。	
81 (H28)	6歳の女児。8歳の姉、3歳の弟（発達障がい）、1歳半（発達障がい疑い）の弟と4人兄妹。幼稚園、児童発達支援、ヘルパー、短期入所を利用して生活をしているが、母親一人で4人の子供を相手にするのは大変で、毎週末本児を短期入所に預けたいと思ったが、月7日以上を支給決定要件に該当しなかったケース。【相談】	【課題】 短期入所の支給決定基準について 【考えられる解決策】 現行の札幌市の基準では、原則7日／月の支給決定。これ以上増やす際の要件として、ア. 介護者の長期不在、イ. 同居者からの虐待、ウ. 利用者の心身の状況が不安定、エ. 施設入所待機 4要件しかない。31日／月の支給決定を受けようとする場合はこれらの厳しい条件があっても良いと思うが、そこまで必要なく、月10日、14日などの支給決定を受けたい場合には別な要件を整備した方が良いと思われる。障発第0330014号「介護給付費等の支給決定について」では、現在はこれ以前に国から示されていた原則7日／月という縛りはなく、自治体で柔軟に状況を見極めて支給決定するように示されている。 札幌市もいつまでも古い枠組みにとらわれず、柔軟な支給決定ができるような支給決定基準を作成してほしい。	【課題整理済】 ・札幌市の支給審査基準に関係する課題。（80の見解と同じ） ・『さっぽろ障がい者プラン』の平成30年度からの改定に向けて、『年間活動報告』で重点項目を示す。（80の見解と同じ）	・支給審査基準に関する課題はたびたび提出されている。課題については、改めて障がい福祉課内で伝達・共有済み。	主：制度（市域）

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議 (旧まちの課題整理プロジェクトチーム) としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要	誰が何をいつどのように	運営会議 (旧まちの課題整理プロジェクトチーム) の見解を受けた結果、 〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
59 (H26)	今まではサービスに頼らないでハード面の整備を行っていたが自立支援法になりマンパワーの充実に支援が傾きつつある。本人としてはマンパワーよりも補装具や日常生活用具の充実の方が優先順位が高い、現状としては重度訪問介護の時間数は余裕があるが補装具・日常生活用具は上限以上の利用をしている。(相談27)	重度訪問介護利用者等の補装具・日常生活用具について	【課題整理済】(カテゴリ変更による) ・制度確認の結果、用具の制度改正で対応が必要になる。P A制度は現金給付目的ではないので、対象にならない。	【平成31年3月20日運営会議】 「制度的な課題なので、協議会で取り上げない」ということもできない。 専門部会連絡会でそのあたりを整理していくことを確認。 【令和2年度～令和4年度】 ・新型コロナウイルス感染拡大の状況となつてしまったため、専門部会連絡会が開催されていないため、課題整理については未実施。 【令和5年度】 ・3年ぶりに専門部会連絡会が開催されているが、課題整理については未実施。	主：制度 (国域)
65 (H26)	日中活動サービスを、生活介護や就労継続支援B型など複数のサービスを利用する場合、各月日数―8日(実質23日/1カ月)では、頻繁に契約日数を変更しなくてはならず、申請者・保健福祉課双方の負担になっている。 日中活動サービスの日数を23日/月の枠の中で頻繁に振り分ける必要があり、外出イベントなどに参加するため、急きょ予定変更する場合もあり、月に2度3度変更し直さなければならぬ時もある。(東区)	日中活動サービスについて、複数のサービスを利用する場合、支給量調整に係る事務の簡素化を検討する。 サービス利用計画が提出されていれば、その都度の支給量調整を要しないようにできないか。	【課題整理済】 国の協議会的なものに提案をしたい。	【平成31年3月20日運営会議】 「制度的な課題なので、協議会で取り上げない」ということもできない。 専門部会連絡会でそのあたりを整理していくことを確認。 【令和2年度～4年度】 ・No. 59の記載と同様。 【令和5年度】 ・No. 59の記載と同様。	主：制度 (国域)

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム） としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要	誰が何をいつどのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、 〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
109 (R1)	中途障がいの方、高齢の方の情報伝達のツールがない。 【南区】	サポートファイルさっぽろを使うことはできないか。	【課題整理済】 (2019年7月16日運営会議) ・就労事業所で利用者を受入れる場合、障がいに関する情報以外のもの（財産、権利擁護）についてはわからないことが多い。利用者に説明し親亡き後のファイルについて記載をするように工夫している事業所もある。 全体的に統一した書式にするのは難しいが、相談支援事業所やサービス提供事業所等でできるところから行われてきている。すぐに整えるのは難しいが、できる範囲で行うようにしていくしかない。 ・南区地域部会でも引き続き、できることはないか検討を続けていく。 ・各事業所や他地域の取組みの情報共有から何かわかるかもしれないので、地域部会連絡会でも情報交換をしてみる。	【令和元年8月21日地域部会連絡会】 ・課題について共有し、各区で取組みがある場合は、都度情報共有をしていくことで合意。	

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議 (旧まちの課題整理プロジェクトチーム) としての見解	結果	カテゴリ
れい 例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議 (旧まちの課題整理プロジェクトチーム) の見解を受けた結果、 〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
116 (R5)	・自傷行為、他害行為について、理解はしているつもりでも驚いてしまう。本人に適した環境をつくれているのか不安になる。(支援者 知的) 【東区】	■課題について 強度行動障がいのある方との関わり方にはより高度な専門性が必要とされ、家族や支援者も関わりに行き詰まりや疲弊を感じやすい。関わり方の困難さとともに、支援の必要性の高さに反して対応可能な事業所や支援者が少ないという課題がある。 生活介護やヘルパー事業所も見つかりにくい、グループホームという生活の場が見つからないことで、生まれ育った愛着のある札幌のまち(札幌のまちや市営地下鉄を愛してやまない方が一定数います)を離れ、見ず知らずの地方での生活を余儀なくされるケースもある。生まれ育ったまちで大人になっても引き続き暮らしていくと、一般的には当然の権利であるはずのことが叶わないという状況について、札幌市の障がいのある人たちを支える体制として重大な課題であると捉えている。 ■取り組みについて 強度行動障がいについての理解や支援方法を学ぶ機会やネットワークを拡げていくことで、今関わっている家族や支援者にとって不安を軽減できたり行動化を予防する関わり等を学んでいけることや、受け入れ可能事業所数を増やしていくことを目指すことが必要と考える。 実際の受け入れ状況について、居住系サービス事業所に対しては相談支援部会にて調査を実施したところだが、それ以外の通所系、ヘルパー事業所については、受け入れ実態の全容は把握できていないものと思われ、同様に調査を実施する価値があるかもしれない。 また、現に受け入れを行っている事業所もあれば、これから受け入れを検討したい事業所もといった具合に、事業所の状況に応じた働きかけや学びの場、ネットワークの構築をおこなっていくことで、受け入れ可能事業所の裾野を拡げていけると良いのではないかと。 ■東区地域部会での取り組み予定 東区地域部会においても札幌行動支援ネットワークと連携して研修会を行うとともに、各種研修情報の発信などを予定している。 東区独自での受け入れ状況調査についても是非を検討しているところ。	【課題整理済】 ・令和5年9月28日運営会議 課題としては、難しい内容が複雑に絡まっている。当該の先行調査が複数行われており、札幌市でも強度行動障がいに関するモデル事業の取組みがある。既存の取組みについての情報共有を運営会議で行ってから課題整理を行うこととする。 ・その後の運営会議での議論について 札幌市内で行われている行動障がい、強度行動障がいに関する取組についての情報をまとめるため、東区課題情報整理シートを作成。追加の情報がないか確認をし、整理された情報を元に運営会議の中で改めて取組みの内容、方法、役割等を検討していくこととした。 情報収集・共有については、地域部会連絡会でも行うこととした。 ・令和6年3月14日 運営会議 <運営会議での主な意見> ・令和6年2月22日に開催された地域部会連絡会で、新たな情報がシートに追記された。 ・強度行動障がいに関わる事業等については、札幌市自閉症・発達障がい支援センターおがるが中心となっていることが改めてわかった。 ・様々な事業などについて、現場全体にあまり周知・共有されていない状況も明らかになった。 ・この課題について、協議会単独で何か取組みを進めるといよりも、おがるが情報共有や連携をして取り組んでいくということが現実的ではないか。	【令和5年度】 ・第41回全体会(令和5年12月5日) 東区から課題が提出されており、運営会議で課題整理、検討していくことを報告。 【参考】 ・令和6年度報酬改定において、強度行動障害を有する障がい者等への支援体制の充実として、 ①強度行動障害を有する者の受け入れ体制の強化 ②状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援 ③行動支援における短時間の支援の評価等 ④重度障害者等包括支援における専門性の評価等 などを示している。 【令和6年度】 ・第42回全体会(令和6年6月26日) <u>運営会議内および地域部会連絡会で課題に関連する取組を行う機関または取組事例等の情報収集を行った。専門機関による取組を中心にいくつかの内容を可視化できた。今回の内容からは、協議会として具体的に取り組むものとしての情報にはいたらず、今後も各部会や専門機関の取組の情報共有を継続することになったことが報告された。</u> 【参考】 札幌市では、令和6年度に札幌版：強度行動障がい有する児者への困難事例の集中的支援 試行プログラムを実施している。	

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム） としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、 〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
116 (R5) つづき			<運営会議としての結論> ・取りまとめた情報を共有、つど必要なところへつなげていく。 ・解決していない課題であることを忘れず、継続的に地域での事例を整理し積み上げていくことを行っていくなど小さな取組を増やしていく。個別ケースを区で整理して発信してもらってはどうか。協議会が解決するだけではなく、協議会がハブになって、関係機関へつないでいくことも協議会として重要な取組ではないか。 ・おがると連携し、情報の共有化は進めていく。		

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム） としての見解	結果	カテゴリ
れい 例	誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇という課題がある 〇〇が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、 〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
117 (R5)	・言語を発せず、コミュニケーション作りが難しく興奮すると暴力をふるって大暴れして大声を出すのが昼夜問わず行われる。（家族・支援者） 【東区】	・ No. 116の記載と同様。	【課題整理済】 ・ No. 116の記載と同様。	【令和5年度以降】 ・ No. 116の記載と同様。	
118 (R5)	・自閉症、強度行動障がいの方。噛みつく、髪を引っ張るといった他害あり。親御さんと同居し通所やヘルパー等支援利用し生活している。親御さんとしては、30歳くらいまでにグループホーム等へ自立と考えていたが、市内で受け入れ先が見つからず本来は生まれ育った地域で長年利用している通所やヘルパーを継続し、グループホーム等で生活できればベストと考えているが、叶わない状況。（家族） 【東区】	・ No. 116の記載と同様。	【課題整理済】 ・ No. 116の記載と同様。	【令和5年度以降】 ・ No. 116の記載と同様。	